

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アレッセ高岡(以下「法人」という)の定款第18条の規定に基づき、報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第13条に定める理事及び監事とする。
- (2) 報酬とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務に遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。ただし、この法人は、一定以上の定常的に担う役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 理事の報酬の額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定する。

2 監事の報酬の額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定する。

(賞与、退職慰労金等)

第5条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬の支給日)

第6条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月末日に支給する。ただし、その支給日が休日にあたる時は、この法人の給与規程に準じて支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除する金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が自己の口座に振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(交通費)

第8条 役員には、その実態に応じて、交通費を支給することができる。計算方法は、アレッセ交通費内規に準ずる。

(費用)

第9条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(細則)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の変更及び改廃は、理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年9月8日から施行する。

(役員報酬)

第2条 令和3年度の役員報酬は以下に定める。

理事長 月額 25,000 円

副理事長 月額 10,000 円